

人材確保のために県・県と連携する市町の補助金を活用して  
「奨学金返還支援制度」を導入してみませんか？

## 静岡県・市町・中小企業等 三者連携の奨学金返還支援制度

---



- 1 奨学金に関する背景
- 2 企業が「奨学金返還支援制度」  
を導入するメリット等
- 3 県・県と連携する市町※の補助金について

※ 東部 伊東市、裾野市、伊豆市、長泉町  
中部 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町  
西部 袋井市、菊川市

# 1 奨学金に関する背景



# 大学卒業者の約50%が奨学金を受給

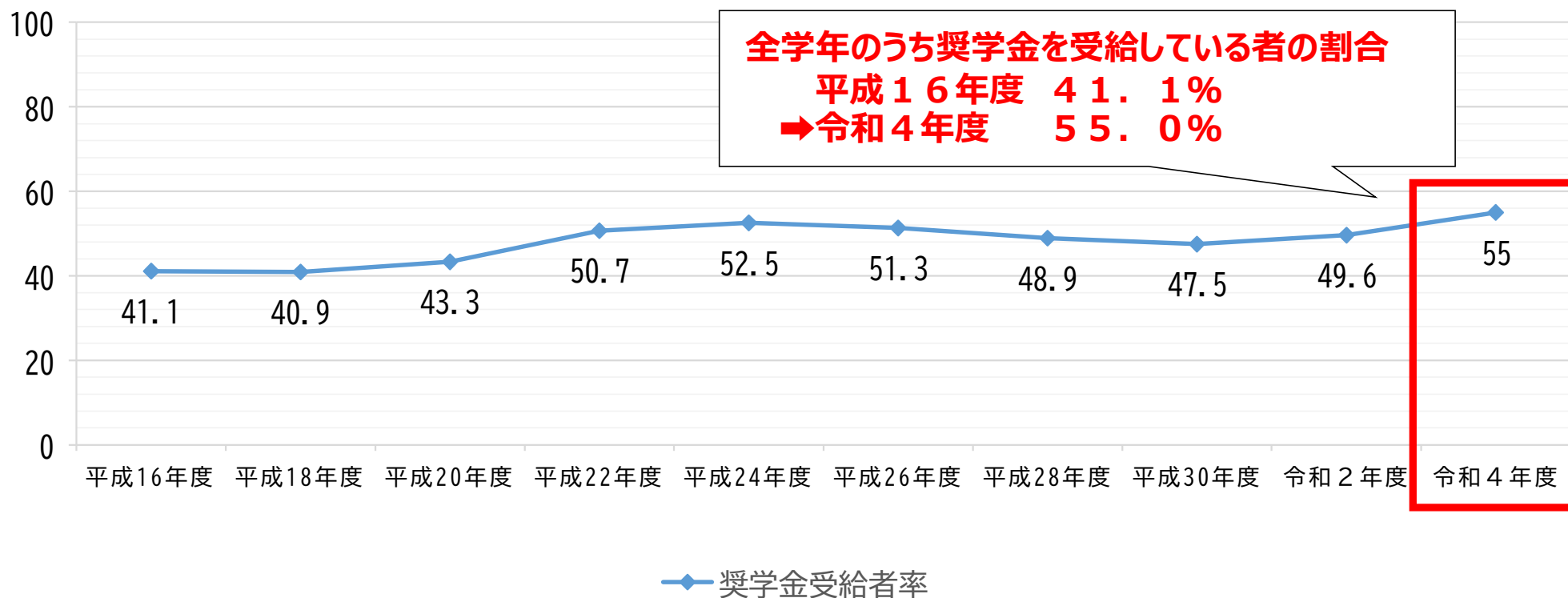
## 奨学金の利用状況



# 奨学金利用者は年々増加傾向にある

## 奨学金受給者率の推移 (大学学部昼間部)

単位：%

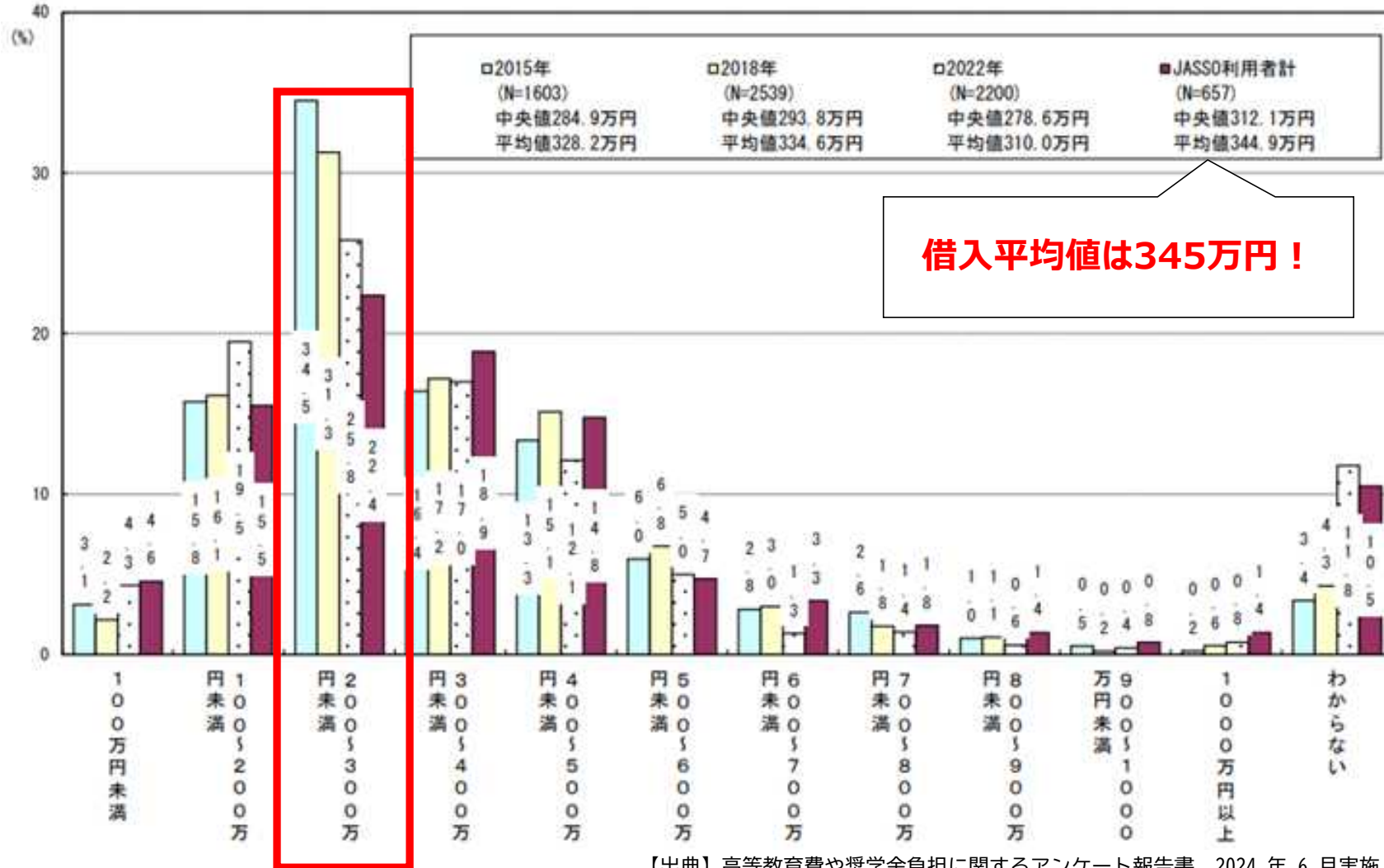


受給者率…全学年のうち奨学金を受給している者の割合

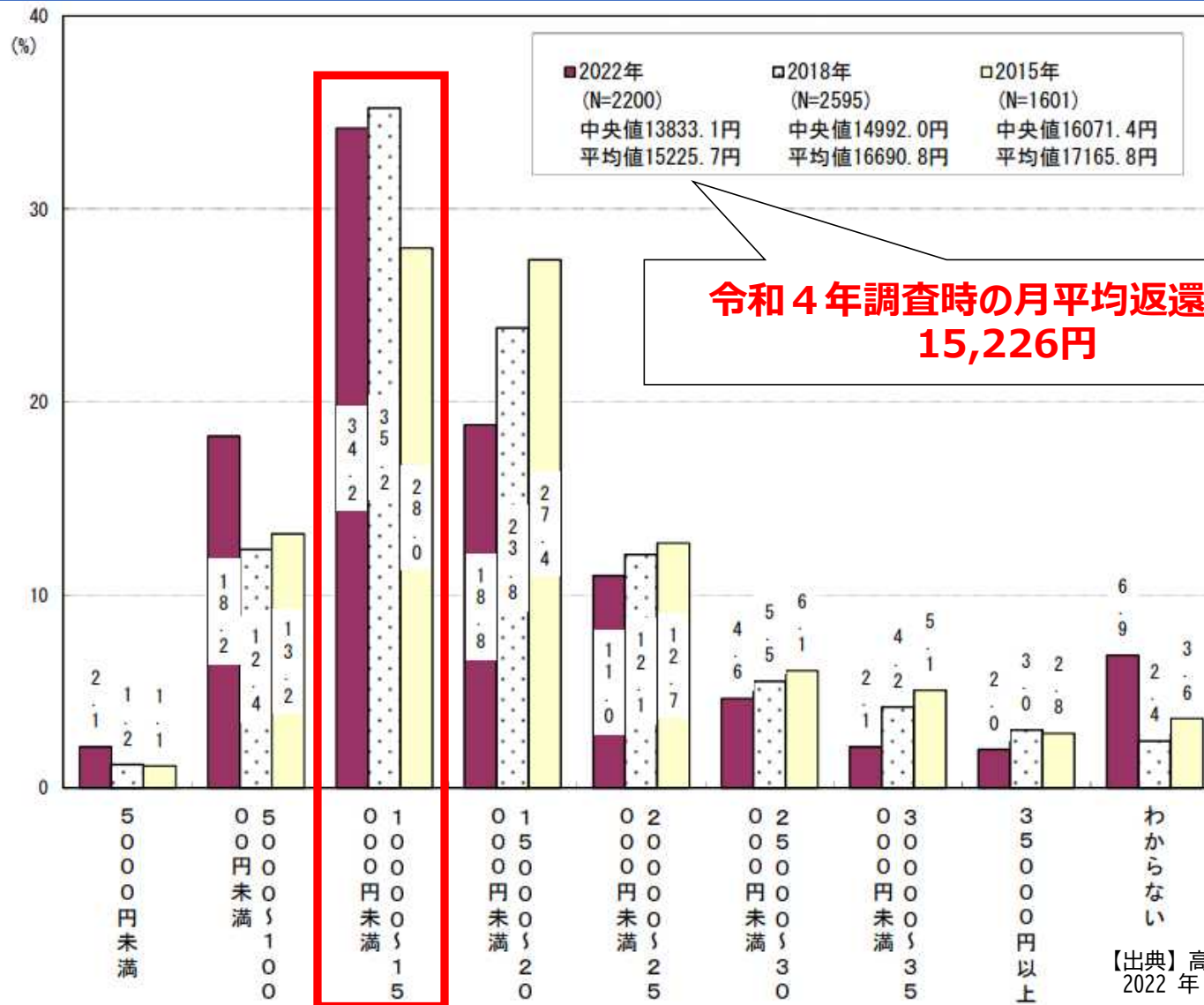
【出典】令和4年度学生生活調査報告参考資料（日本学生支援機構）を基に静岡県が作成

平均約345万円を借り入れている

## 奨学金の借入総額 | (独) 日本学生支援機構 (JASSO) の貸与型奨学金利用者



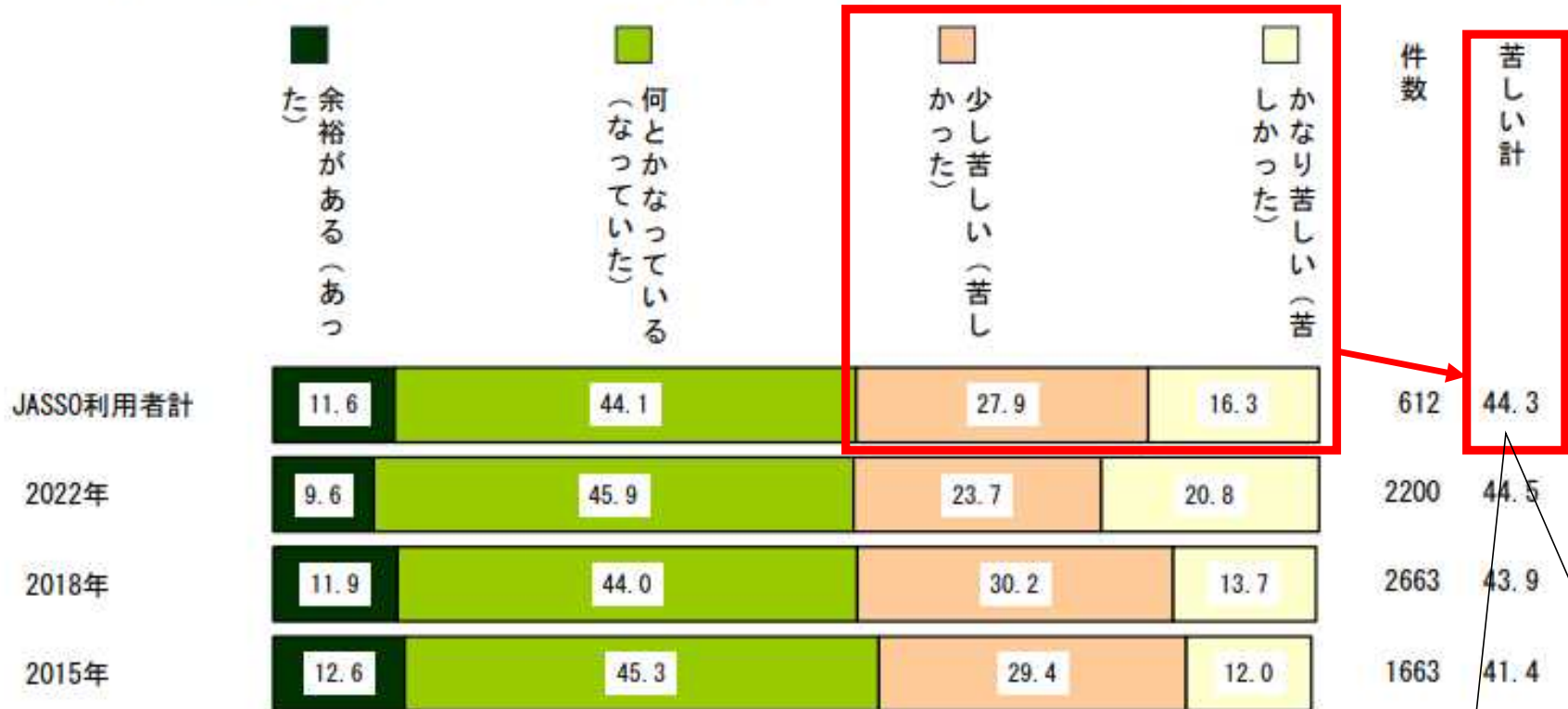
# 毎月の返還額は1万円～1万5千円未満が最多



【出典】 高等教育費や奨学金負担に関するアンケート報告書  
2022年9月実施 (労働者福祉中央協議会)

# 奨学金返還の負担感は大きい

返済の負担感  
(JASSO の貸与型奨学金利用者、これから返済予定の方を除く)



**現在返還中の者の半数程度が返還に苦しんでいる**

## 2 企業が「奨学金返還支援制度」 を導入するメリット等



## 学生は企業選択時に福利厚生を重視

Q 企業選択のポイントは？  
➡ 「安定」 「やりたい仕事」

<b>安定している会社</b>	51.9%
自分の <b>やりたい仕事</b> ができる会社	27.2 %
<b>給料</b> の良い会社	25.2 %
勤務制度、住宅など <b>福利厚生</b> の良い会社	12.3%
<b>休日、休暇</b> の多い会社	11.8%
これから <b>伸びそう</b> な会社	8.9%
<b>働きがい</b> のある会社	8.8%
<b>社風</b> が良い会社	7.5%
自分の <b>能力・専門</b> を活かせる会社	5.6%
<b>転勤</b> のない会社	5.1%
以下、省略	—

Q 安定性を感じるポイントは？  
➡ 「福利厚生」

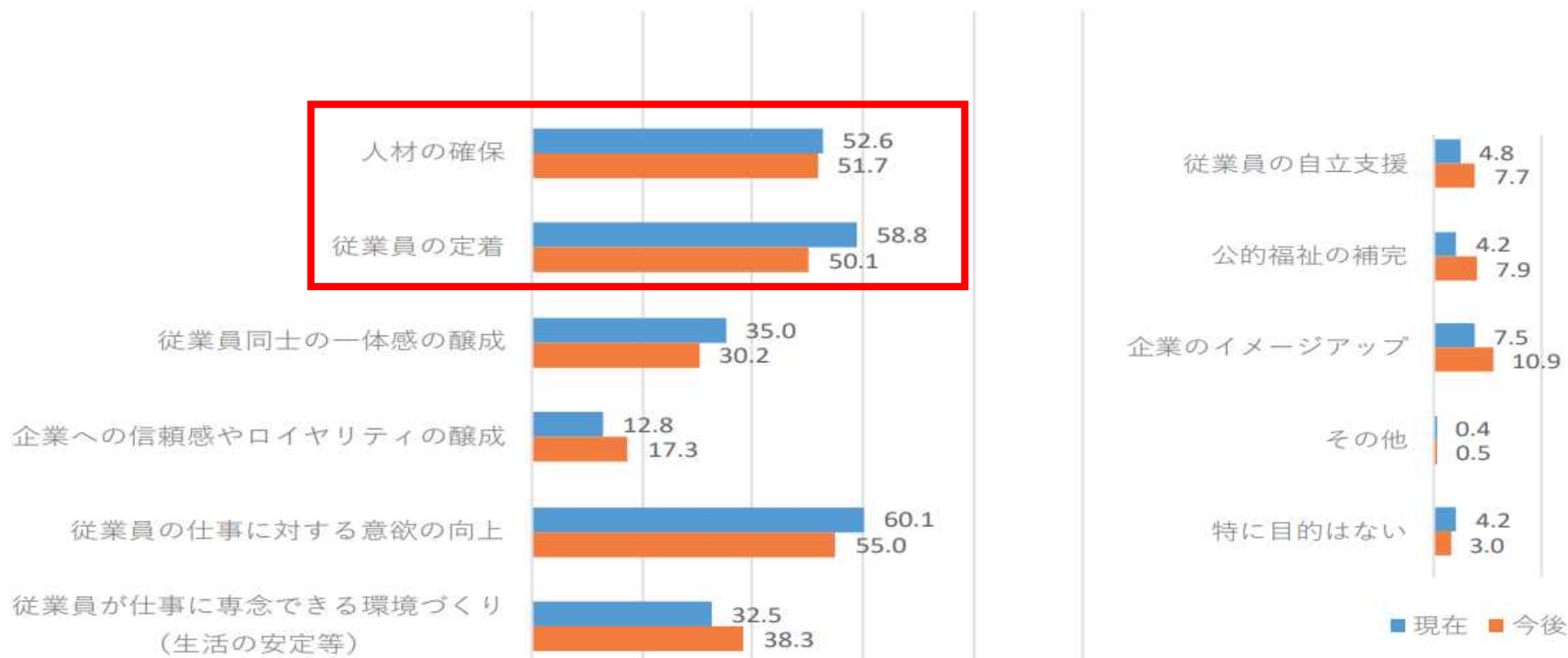
<b>福利厚生</b> が充実している	55.0 %
<b>安心して働ける環境</b> である	47.7 %
業界大手である	42.5 %
<b>売上高</b>	37.2%
今後 <b>成長が見込まれる</b> 業界・企業である	36.8 %
知名度がある	34.8 %
<b>離職率</b> や平均勤続年数	33.2 %
<b>社会の変化</b> に対応できている	30.5 %
上場企業である	29.6 %
<b>従業員数</b>	26.3 %
以下、省略	—

# 多くの企業で「人材の確保」「従業員の定着」のために福利厚生を重視

福利厚生制度・施策の目的(複数回答)

単位:%

0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0



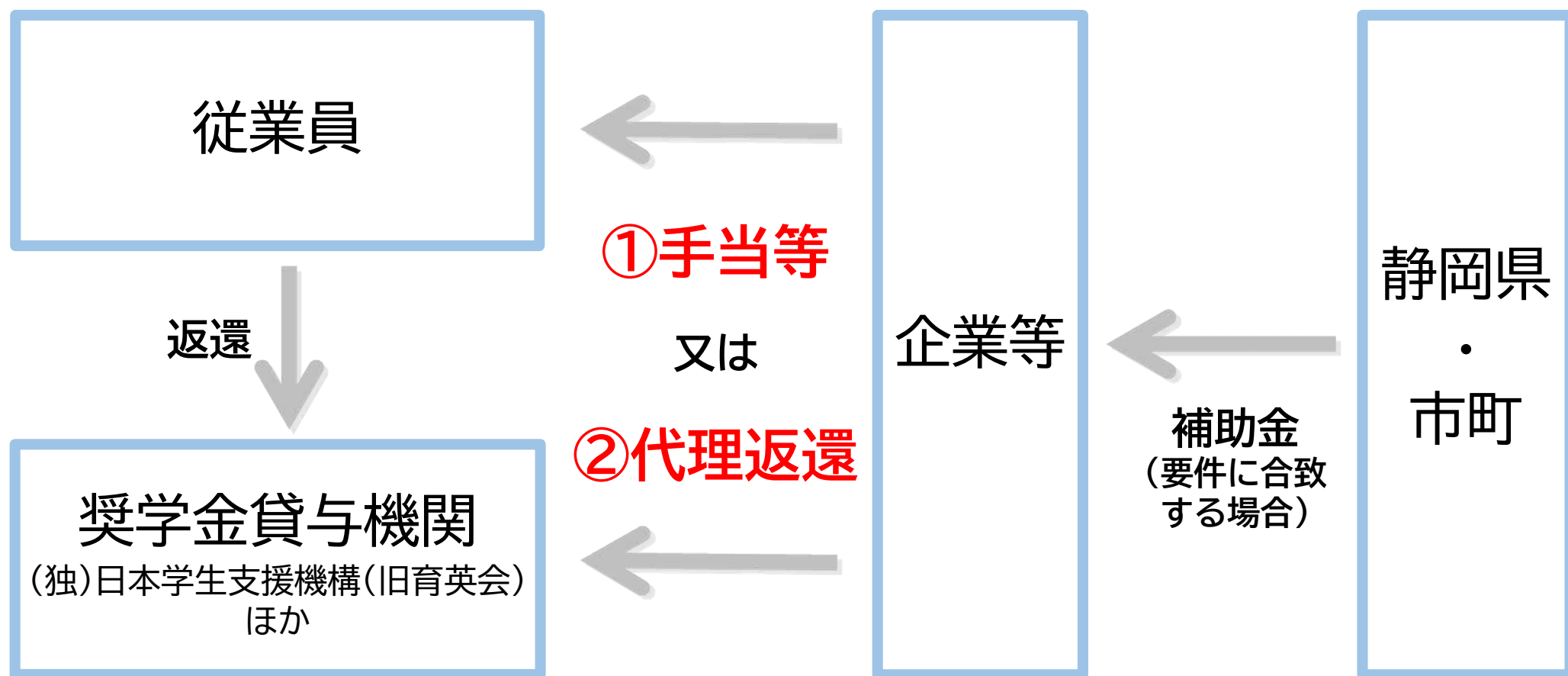
【出典】企業における福利厚生施策の実態に関する調査—企業/従業員アンケート調査結果— 2020年7月 (JILPT)

## 企業が「奨学金返還支援制度」を導入するメリット

- ✓ 企業の採用HP等に明記できる  
福利厚生の充実をアピールに人材確保！
- ✓ 長期的な経済支援が可能  
人材定着のきっかけに！
- ✓ 従業員の経済的負担が可能  
従業員に安定した生活を提供できる！
- ✓ 若者の奨学金返還の負担が社会的問題  
企業イメージが向上

「奨学金返還支援制度」の導入は2つの手法があります。

- ①企業等が【手当等】として従業員に金銭を支給
- ②企業等が返還額の一部または全部を貸与機関に直接送金【代理返還】



## ①手当等として従業員に直接支援する

### 企業等が手当等として従業員に金銭を支給

給与や賞与に上乗せして支援

- ・ 給与に上乗せするなどして、従業員に直接手当を支給する方法です。
- ・ 就業規則や社内規程にて、手当を支給することを記載する必要があります。
- ・ 記載に当たっては、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給、採用年度から○年度まで等）、金額等を記載していただく必要があります。

#### 【就業規則の記載例】

（奨学金返還支援手当）

第○条 奨学金返還手当は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、支援する。

月額 〇〇,〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。

## ②貸与機関の代理返還制度を利用する

### 企業等が返還額の一部または全部を貸与機関に直接送金

#### 代理返還による支援

- ・貸与機関が代理返還制度を設けている場合に可能となる支援手法です。  
学生が最も多く利用する（独）日本学生支援機構の奨学金は本制度があります。

#### 【企業メリット】

法人税が給与として損金算入できるほか「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

#### 【従業員メリット】

支援を受けた額の所得税が非課税となり得ます。

原則として、社会保険料の標準報酬月額の算定のもととなる報酬に含まれません。

#### 【（独）日本学生支援機構の代理返還の相談窓口】

企業専用お問い合わせ窓口 電話：0570-066018

#### 【就業規則の記載例】

第〇条、奨学金返還支援は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、会社が当該奨学金の返還額の一部を奨学金貸与機関に直接送金し、支援する。

月額 〇〇,〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。

## 注意事項

※奨学金貸与機関によっては、代理返還制度を設けていない場合もあるため、手当支給と代理返還の両方を規定することも考えられます。

(独) 日本学生支援機構の代理返還制度 (導入企業の検索も可能です)

➔ <https://dairihenkan.jasso.go.jp/>



※労働基準法第89条の規定により、常時10人以上の労働者を使用している事業場では「就業規則」を作成し、同法第90条の規定により、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

就業規則を変更した場合も同様に届け出る必要があります。

※支援対象者の範囲、支給時期・金額等については、自由に設定いただいて構いませんが、本事業の補助金の支給には一定の要件があります。

労働基準法の均等待遇の観点进行踏まえ、労使で十分に話し合った上で、規定内容を決定してください。

### 3 県・県と連携する市町※の補助金について

中小企業者等が、従業員の奨学金返還支援に要した経費の一部を、県・市町が補助金で支援します。



※ 東部 伊東市、裾野市、伊豆市、長泉町  
中部 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町  
西部 袋井市、菊川市

## 対象企業の主な要件（抜粋）

### ① **中小企業等経営強化法**（平成11年法律第18号）**第2条第2項に規定する中小企業者等**であること

（例）製造業、建設業、運輸業であれば…

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員  
の数が300人以下の会社及び個人事業主

（例）社会福祉法人、NPO法人であれば…

常時使用する従業員の数が2000人以下

### ② **静岡県内に本社又は主たる事業所**を有する者

### ③ **県と連携する市町内に事務所**を有する者

## 対象従業員の主な要件（抜粋）

- ①対象企業に採用され、**県と連携する市町内の事業所に勤務**している  
**雇用期間の定めのない従業員**（試用期間を含む。）

企業は、対象従業員が勤務する事務所が所在する市町に補助金の申請をします。  
対象従業員の勤務先が、県と連携する市町外にある場合は、補助金の申請はできません。

- ②雇用日以後に**●●市内に住民登録**があること。 ←伊東市、裾野市、伊豆市のみの要件

- ③企業が奨学金返還を支援する制度を設けた日または●●市の要綱施行日  
(R7.\*.\*)の**いずれか遅い日以降に採用**されたこと

- ④対象企業から支援を受ける日の属する年度  
の3月31日において、**35歳以下**であること

既存従業員に支援した分は  
対象外となります。

- ⑤雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと  
(=補助対象期間は**採用年度から最長5年間**)

- ⑥他の自治体の返還支援を受けていないこと。

## 対象となる奨学金、補助対象経費、補助率等

区分	内容
奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（独）日本学生支援機構が貸与する奨学金</li> <li>・ 地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金。 ただし、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合又は特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。</li> </ul>
補助対象	対象企業が、1月から12月までの期間に、対象従業員に対して奨学金返還支援に要する経費
補助率 補助上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上の経費の3分の2以内</li> <li>・ ただし、対象従業員が当該年において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額の3分の1以内とし、8万円を限度とする。</li> </ul>

【例】従業員の返還額24万円/年、企業の支援額12万円/年

〈順序1〉企業は、従業員に12万を支援

企業12万	本人12万
-------	-------

〈順序2〉市町は、企業に8万を支援(補助対象経費12万円×補助率2/3)

市町8万	企業4万	本人12万
------	------	-------

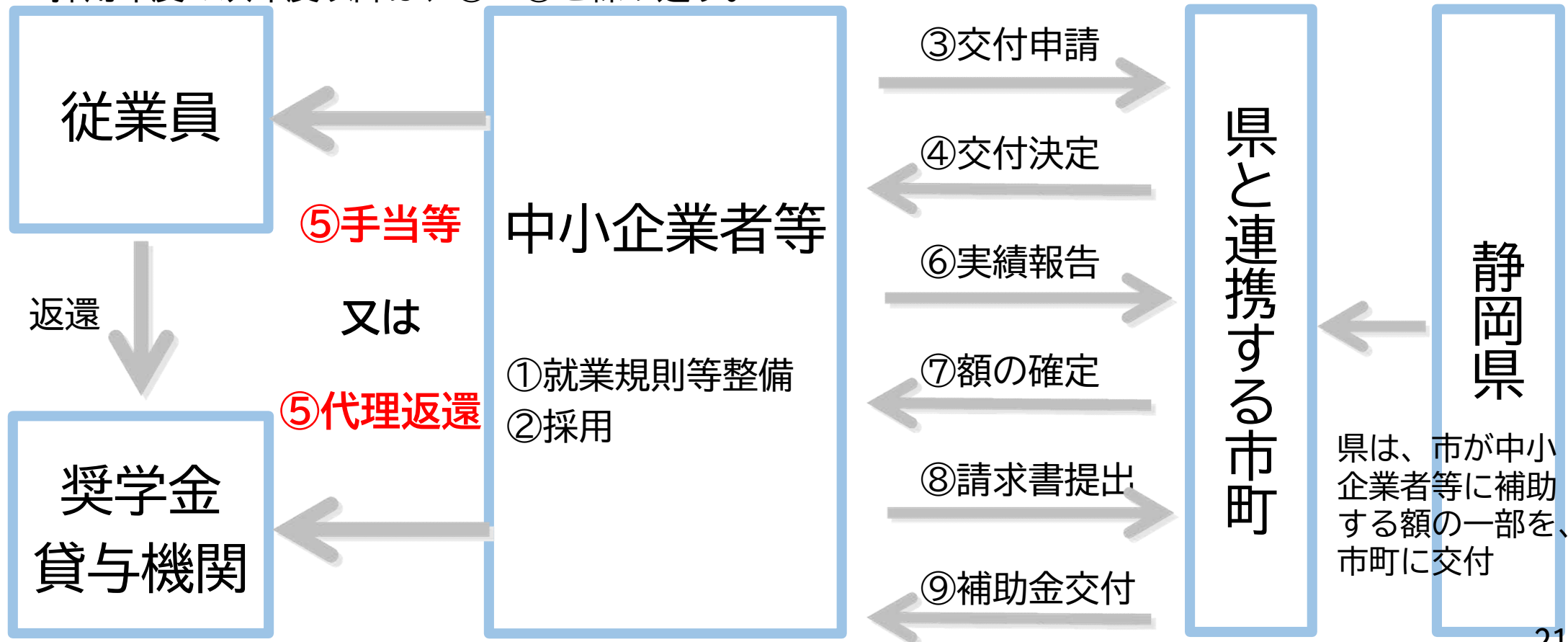
〈順序3〉県は、市町に4万を支援(補助対象経費8万円×補助率1/2)

県4万	市町4万	企業4万	本人12万
-----	------	------	-------

採用力強化のため、従業員への支援を厚くしても、補助金の上限は、対象従業員の年間返還額の1/3以内かつ、8万円が限度となります。

## 補助金の流れ

- ・中小企業者等は、対象従業員が勤務する事業所の所在地の市町（県と連携する市町のみ）に補助金の交付申請をします。
- ・補助金の交付申請は、毎年度、県と連携する市町に提出いただきます。採用年度の次年度以降は、③～⑨を繰り返す。



令和7年度と令和8年度のみ、補助対象期間等が異なります。

区分	申請書上の補助対象期間	交付申請の提出期限	実績報告の提出期限
令和7年度分の補助金	～R8.3.31 の期間中に支援する経費	対象従業員に支援する2週間前 又はR8.3.10のいずれか早い日	事業完了日（最後の支援日） から起算して30日以内又は R8.4.5のいずれか早い日
令和8年度分の補助金	R8.4.1からR8.12.31 の期間中に支援する経費	R8.4.1以降で、対象従業員に支援する2週間前又は12/10のいずれか早い日※	事業完了日（最後の支援日） から起算して30日以内又は 1/31のいずれか早い日
令和9年度以降の補助金	暦年（1/1～12/31） の期間中に支援する経費	4/1以降で、対象従業員に支援する2週間前又は12/10のいずれか早い日※	

※原則は、対象従業員に支援する前までに、交付決定を受ける必要がある。

ただし、令和8年度分の補助金は、R8.4.30までに提出したものは、R8.4.1以降の支援分を補助対象期間に含めることができる。（交付決定前の事前着手OK）

令和9年度以降の補助金は、各年度4/30までに提出したものは、当該年の1/1以降の支援分を補助対象期間に含めることができる。（交付決定前の事前着手OK）

## その他、補助制度の仕組み

### ○R8.4.1採用者※の例（最長5会計年度、申請は6回必要）



※一般的に返還は、大学等を卒業し、半年が経過する10月から月々の返還が始まります。

そのため、新社会人への支援は、10月から開始することも考えられます。

### ○補助人数

1企業につき、従業員の支援上限人数はなし。（=何人でも申請OK）

## 問合せ先

### ◆静岡県全体の奨学金返還支援制度に関すること

静岡県 経済産業部 就業支援局 産業人材課

054-221-2825、 sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

### ◆補助金の申請に関すること

	区分	自市町への居住要件	補助率等の嵩上げ	担当課	電話	メール
1	伊東市	<u>有り</u>	なし	産業課	0557-32-1734	sangyou@city.ito.shizuoka.jp
2	裾野市	<u>有り</u>	<u>有り</u>	産業・イノベーション推進課	055-995-1842	sangyo@city.susono.shizuoka.jp
3	伊豆市	<u>有り</u>	<u>有り</u>	観光商工課	0558-72-9911	syoko@city.izu.shizuoka.jp
4	長泉町	なし	なし	産業振興課	055-989-5516	sangyo@town.nagaizumi.lg.jp
5	島田市	なし	なし	商工課	0547-36-7146	syokou@city.shimada.lg.jp
6	焼津市	なし	なし	商工観光課	054-626-1175	shoko@city.yaizu.lg.jp
7	藤枝市	なし	なし	産業政策課	054-643-3165	sangyoseisaku@city.fujieda.lg.jp
8	牧之原市	なし	なし	商工企業課	0548-53-2647	shoko@city.makinohara.lg.jp
9	吉田町	なし	なし	産業課	0548-33-2121	sangyou@town.yoshida.shizuoka.jp
10	袋井市	なし	なし	産業未来課	0538-44-3136	sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp
11	菊川市	なし	なし	商工観光課	0537-35-0936	shokou@city.kikugawa.shizuoka.jp